

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則【都市戦略局指導部建築指導課】 2

◇ 告示

- 一般廃棄物処理施設の変更の許可申請【環境局循環社会推進部施設課】 3
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 5

◇ 公告

- 特定調達契約の落札者の決定【小倉北区役所総務企画課】 9

◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 10

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 7 号

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 2 7 年北九州市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第 1 条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第 2 条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 4 9 条第 1 項第 3 号」を「第 7 6 条の 2 5 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 4 9 条第 2 項第 3 号」を「第 7 6 条の 2 5 第 2 項第 3 号」に改め、同項第 5 号中「第 4 9 条第 2 項第 2 号」を「第 7 6 条の 2 5 第 2 項第 2 号」に、「除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」を「除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」に改め、同条第 3 項中「第 4 9 条第 3 項」を「第 7 6 条の 2 5 第 3 項」に改める。

第 3 条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第 5 2 条第 1 項」を「第 7 6 条の 3 0 第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 5 0 条」を「第 7 6 条の 2 8」に、「除却」を「除却等」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 6 3 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 9 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項の規定により準用する第 8 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び第 8 条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請者

北九州市小倉北区馬借三丁目 6 番 4 2 号

日本磁力選鉱株式会社

代表取締役 原田 信

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町一丁目 7 9 番 3、4、5、6、7、8、9

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（破碎・選別施設、焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

使用済小型電子機器等、使用済二次電池

5 申請年月日

令和 8 年 3 月 5 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

7 縦覧期間

令和 8 年 3 月 1 3 日から同年 4 月 1 3 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 8 年 4 月 2 7 日までに、上記縦覧場所に到着するように提出すること。

(1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 申請者

- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第64号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月13日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所 |
|-----------------------|----------------|-------------|-----------------------------|
| 門司区自転車放置禁止区域外 | 4台 | 令和8年2月9日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所 |
| | 5台 | 令和8年2月17日 | |
| J R小倉駅周辺地区自転 | 6台 | 令和8年2 | |

| | | | |
|----------------------------|-------|------------------|---------------------------------|
| 車放置禁止区域 | | 月 1 0 日 | 北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所 |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 1 3 日 | |
| | 1 7 台 | 令和 8 年 2 月 2 6 日 | |
| J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 4 台 | 令和 8 年 2 月 1 8 日 | |
| 小倉北区自転車放置禁止区域外 | 5 台 | 令和 8 年 2 月 3 日 | |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 5 日 | |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 6 日 | |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 1 2 日 | |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 1 3 日 | |
| モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域 | 3 台 | 令和 8 年 2 月 2 0 日 | |
| 小倉南区自転車放置禁止区域外 | 1 台 | 令和 8 年 2 月 5 日 | |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 6 日 | |
| | 6 台 | 令和 8 年 2 月 9 日 | |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 1 2 日 | |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 1 3 日 | |
| | 2 台 | 令和 8 年 2 月 1 7 日 | |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 2 0 日 | |

| | | | |
|-------------------------|-----|------------------|--------------------------------------|
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 2 4 日 | |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 2 6 日 | |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 2 7 日 | |
| J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 1 台 | 令和 8 年 2 月 6 日 | 北九州市戸畑区三六 1 3 番 三六自転車保管所 |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 2 6 日 | |
| 若松区自転車放置禁止区域外 | 1 台 | 令和 8 年 2 月 1 3 日 | |
| | 2 台 | 令和 8 年 2 月 2 6 日 | |
| 八幡東区自転車放置禁止区域外 | 1 台 | 令和 8 年 2 月 4 日 | 北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所 |
| | 4 台 | 令和 8 年 2 月 2 4 日 | |
| J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 5 台 | 令和 8 年 2 月 1 7 日 | 北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所 |
| 八幡西区自転車放置禁止区域外 | 2 台 | 令和 8 年 2 月 3 日 | 北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所 |
| | 3 台 | 令和 8 年 2 月 1 3 日 | |
| | 1 台 | 令和 8 年 2 月 1 7 日 | |
| | 2 台 | 令和 8 年 2 月 2 0 日 | |
| J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 8 台 | 令和 8 年 2 月 9 日 | 北九州市戸畑区三六 1 3 番 |
| J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 4 台 | 令和 8 年 2 月 2 4 日 | 三六自転車保管所 |
| 戸畑区自転車放置禁止区 | 3 台 | 令和 8 年 2 | |

域外

月 5 日

北九州市公告第 1 7 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市小倉北区役所総務企画課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 2 月 1 9 日
- 4 落札者の名称及び住所
オリックス自動車株式会社北九州支店
北九州市小倉北区魚町三丁目 5 番 5 号
- 5 落札金額
2 億 2, 0 5 4 万 3 2 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 1 2 月 1 9 日
- 8 落札方法
最低価格による。

北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月13日

北九州市公営競技局長 春日伸一

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する
規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（令和7年北九州市公営競技局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第50条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「特別料金」の次に「及び有料遊具施設の入場料金」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第3条ただし書の有料遊具施設の入場料金の額（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）は、管理者が定める時間区分ごとに1人300円（当日の入場料を支払った者にあつては、200円）とする。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。